

令和8年度おもてなし一斉清掃実施委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度おもてなし一斉清掃実施委託業務

2 業務目的

各市町村と連携し、地域の拠点となる観光施設等を中心に一斉清掃を行うことで、県民のおもてなし意識の向上を図り、観光客等を美しい環境で迎えることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)まで

高知県(以下、この仕様書において「甲」という。)が実施する高知市内中心部での一斉清掃については、令和8年10月20日(火)に開催を予定(雨天の場合は、10月21日(水)に開催)。

4 委託業務内容

受託者(以下この仕様書において、「乙」という。)は、「あったか高知。秋のおもてなし一斉清掃」として次の(1)から(6)に関する業務を行うこと。

(1) 広報に関すること

「おもてなし一斉清掃」高知市中心部会場の実施告知、参加者の募集ポスター及びチラシを作成し、甲の指定する期日までに納品先に発送すること。

・ポスター

- (ア) 制作 撮影及び原稿の作成 ※チラシと同じデザインも可
- (イ) 校正 2回以上
- (ウ) 数量 300枚
- (エ) 仕上 B2サイズ(515mm×728mm)
- (オ) 用紙 コート紙 135kg ベース
- (カ) 印刷 片面4色
- (キ) 納品先 200箇所程度

・チラシ

- (ア) 制作 撮影及び原稿の作成 ※ポスターと同じデザインも可
- (イ) 校正 2回以上
- (ウ) 数量 4,000枚
- (エ) 仕上 A4サイズ(297mm×210mm)
- (オ) 用紙 コート紙 110kg ベース
- (カ) 印刷 片面4色
- (キ) 納品先 200箇所程度

(2) 保険に関すること

「おもてなし一斉清掃」参加者に係る傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。なお、参加人数については、高知市内においては、乙が参加者の取りまとめを行い、その他の市町村については、乙がそれぞれの市町村から、参加者に関する情報を収集すること。

ア 対象者

参加者全員（3,000名想定）

イ 保険対象

「おもてなし一斉清掃」に参加中の事故

ウ 保険内容

(ア) 傷害保険

- ・ 1名あたりの保険金額 160万円
- ・ 補償種類 入院日額 2,400円
通院日額 1,600円

(イ) 賠償責任保険

- ・ 対人賠償 1名につき3,000万円
- ・ 対人賠償 1事故につき1億円
- ・ 対物賠償 1事故につき500万円

(3) 清掃道具に関すること

日本たばこ産業株式会社（以下、この仕様書において「JT」という。）から提供を受けた清掃道具一式を、JTが指定する場所（高知市内）から引き取ること。

(4) (3)の仕分けと発送に関すること

(3)について、甲の指示に基づき仕分けのうえ発送すること。

※原則各市町村の一斉清掃実施1週間前までに到着するように発送すること

（参考：34市町村、高知市中心部）

(5) 高知市中心部一斉清掃に関すること

甲が高知市中心部において実施する一斉清掃に係る下記の業務を実施すること。

ア 参加者名簿の作成

乙は、観光政策課ホームページに掲載している事前参加申込の取りまとめを行い、名簿を作成するとともに、申込状況について定期的に甲へ報告すること。

なお、高知市中心部以外の事前参加申込を受けた場合には、該当する市町村へ都度連絡をすること。

イ 事前準備

(ア) 当日機材

マイク、スピーカー、電池式スピーカー（又は拡声器）、机、参加コース別及びゴミ分別サイン類、段ボール及び清掃道具等を手配すること。

(イ) 備品

会場設営に必要なのぼり等の備品を会場へ搬入すること。のぼりについては甲か

ら提供することとし、その他の備品（のぼり用のポール、土台含む）は乙が手配すること。

(ウ) マニュアル作成

当日運営マニュアル（緊急時等危機管理マニュアルを含む）を作成し、実施の2週間前までに甲へ提出すること。

(エ) 掃除道具の仕分け

高知市中心部で使用する掃除道具について、甲の指示に基づき、当日までに仕分けておくこと。

(オ) 表彰に関すること

令和8年度は一斉清掃開始から20年目にあたることから、清掃前に、本活動に貢献された団体等に対する表彰状の授与を行うこととしている。

乙は、甲の指示に基づき、表彰状の授与に必要となる備品（表彰状を置く机、マイク、音響機器等）を準備すること。

なお、表彰状については甲が準備するものとする。

(カ) その他

甲が指示するものを準備すること。

ウ 当日運営

(ア) 設営及び撤収

会場の設営及び撤収を行うこと。なお、会場は東洋電化中央公園及び龍馬の生まれたまち記念館の2箇所とする。

(イ) 当日受付

高知市中心部の2会場で参加者の受付を行うこと。なお、受付で使用する受付簿は、乙が用意すること。

(ウ) ゴミの運搬及び処理

ゴミは、各会場で集約及び分別をしたうえで、適正に運搬及び処分すること。ただし、ゴミの運搬については、一般廃棄物収集運搬業許可を得ている事業者が実施すること。

また、回収場所は、高知市内2会場と「とさてらす」の合計3箇所とする。

(エ) 実施体制

一斉清掃の実施運営に係る人員は、乙が手配すること。

- ・全体管理 1名以上
- ・会場の設営及び撤収、ゴミの集約及び分別 10名以上
- ・「まち・ゆうき君」の着ぐるみ要員等 2名

エ 参加実績の取りまとめ

清掃実施後、受付の記録を元に、参加人数、参加団体数及び参加団体名が記載された実績表を作成すること。実績表は、清掃実施後14日以内に甲へ提出すること。

5 業務完了報告

乙は、業務が終了したときは、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、提出すること。

ア 業務実施期間

- イ 作業状況のわかる写真
- ウ その他、甲の指示するもの

6 その他

- (1) 業務実施に際し、事前の打ち合わせを甲と行うこと。
- (2) 業務実施中は、甲との連携を図るとともに、その指示に従うこと。
- (3) 業務実施に際し、甲に連絡体制図を提出すること。
- (4) 事故等の発生には、万全の注意をとるとともに、安全対策を講じること。
- (5) 本業務で作成したものの著作権等の所有権は、すべて甲に帰属する。
- (6) 業務実施に際し、やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。